〔主催〕公民館のこれからを考える会

問題あり!一公民館の有料化

大和田 一紘

1.今回の施設の使用料値上げの背景

- (1)公共施設等管理計画(2016年)
- (2) トップランナー方式 (2016年)
- (3) 受益者負担の考え方

2.公共施設適正配置実施計画という個別事例の段階という流れ

- (1)公共施設白書(2015年2月)
- (2)公共施設マネジメント基本方針(2015年2月)
- (3) 公共施設マネジメント推進計画 2017-2026 (2017年3月)

3.公共施設マネジメント基本方針

- (1) 位置づけ
- (2) 将来の目的・課題
 - ① 人口減少・少子高齢化
 - ② 財政バランスの悪化
 - ③ 施設の老朽化・更新時期の更新

4.公共施設等適正管理推進事業債とは



第1章 基本的事項

1-1 目的

- ▶すでに目標耐用年数が到来した、または計画期間中に目標耐用年数が到来する 施設の更新等の対応を図る
- ➤多くの施設が目標耐用年数を迎える時期に向けた検討を行う

小平市は、2015 (H27)年2月に「小平市公共施設白書」(以下「白書」という。)を発行し、同年12月に「小平市公共施設マネジメント基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。白書で示した将来的な大きな3つの課題(「人口減少・少子高齢化」、「財政バランスの悪化」、「施設の老朽化・更新時期の集中」)に対応するため、基本方針では市制施行100周年を迎える2062 (H74)年度を見据え、「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念と4つの方針(「魅力あるサービスの実現」、「持続可能な施設総量」、「コストの縮減と平準化」、「長く活用できる施設」)を定めました。

基本方針では、期間を全5期に分けており、第1期にあたる本計画期間は、目標耐用年数を迎える施設が少ないこともあり、多くの施設が目標耐用年数を迎える第2期、第3期に向け、組織体制や財政的な体力をつけ、更新等を平準化するための検討を行う準備期間でもあります。

そのため、本計画は、目標耐用年数を迎える施設が集中する第2期以降を見据えた上で、 すでに目標耐用年数を迎えた施設、または計画期間中に目標耐用年数を迎える施設の更新等 に向けた対応を図るとともに、基本方針に沿った取組の推進に向けた方策を示すことを目的 としています。

【図表1-1-1 基本方針における全5期】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
2017~2026	2027~2036	2037~2046	2047~2056	2057~2062
H29~H38	H39∼H48	H49~H58	Н59∼Н68	H69∼H74

トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務 改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー 方式の検討対象とする。
- 〇 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

これまでの取組状況

▶ 平成28年度導入 : 16業務

◇学校用務員事務

◇公用車運転

◇プール管理

◇道路維持補修・清掃等

◇一般ごみ収集

◇公園管理

◇本庁舎清掃

◇学校給食(調理)

◇<u>庶務業務の集約化</u> ◇情報システムの運用

◇本庁舎夜間警備

◇学校給食(運搬) ◇<u>体育館管理</u>

◇<u>案内·受付</u>◇電話交換

◇競技場管理

平成29年度導入: 2業務

◇青少年教育施設管理

◇公立大学運営

導入業務のうち、下線を付した9業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の市町村では経費水準が下がらないように算定。

平成31年度の取組

- <u>平成28年度に導入した16業務のうち2業務(学校用務員事務、庶務業務)及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見</u>直しを実施。
- 平成31年度からの導入を目途に検討することとしていた、<u>窓口業務の委託については</u>、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、<u>平成31年度においては導入しない</u>。

ムは,各団体が引受機関と交渉のうえ, 任意に設定するものとする。

住民監査請求と一体, 住民訴訟 一連の手続として進 (納税者訴訟) められるもので,地 方公共団体の違法又は不当な財務会計 上の行為又は怠る事実について、住民 監査請求により,これを防止し又は是 正することができないときに、その実 効性を確保するために提起される訴訟 である。この訴訟は、個人の具体的権 利を保護するものではなく, 住民の手 により地方行財政の公正な運営を確保 し, 地域住民の全体の利益を保護する ことを目的として,特に法律で認めら れた訴訟で、いわゆる民衆訴訟(行政 事件訴訟法5)に属する。これを住民 訴訟といい、また納税者訴訟ともいう (自治法242の2)。

住民訴訟を提起できるのは、地方公共団体の住民であって、かつ、監査委員に対し住民監査請求をした者である。この訴訟が係属しているときは、当該団体の他の住民は、別訴をもって同一の請求をすることはできない(同条 $I\cdot V$)。

住民訴訟は、①監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合、②監査委員の勧告を受けた機関又は職員の措置に不服がある場合、③監査委員が60日以内に監査又は勧告を行わない場合、④監査委員の勧告を受けた機関又は職員が当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じない場合、の4つの場合に、当該違法な行為又は怠る事実を対象として提起される(同条I)。

この訴訟の出訴期間は、上記のそれ ぞれの場合に応じて、一定の日から30 日以内と制限されているが,この期間 は不変期間であり,裁判所はこれを伸 縮することができない(同条Ⅱ・Ⅲ)。

住民訴訟によって裁判所に請求する ことができる裁判の種類は、①当該機 関又は職員に対する当該行為の全部又 は一部の差止め請求,②行政処分たる 当該行為の取消し又は無効確認の請求, ③当該機関又は職員に対する当該怠る 事実の違法確認請求, ④当該職員又は 当該行為若しくは怠る事実に係る相手 方に損害賠償又は不当利得返還の請求 をすることを当該普通地方公共団体の 執行機関又は職員に対して求める請求 (ただし、当該職員又は当該行為若し くは怠る事実に係る相手方が自治法 243の2 IIの規定による賠償の命令の 対象となる者である場合にあっては、 当該賠償の命令をすることを求める請 求)の4種類である。

この住民訴訟は、当該地方公共団体 の事務所所在地を管轄する地方裁判所 の管轄に専属するものとされ、その他 の手続については、行政事件訴訟法の 民衆訴訟に関する規定が適用される (同条V·XI)。

なお、住民訴訟を提起した者が勝訴した場合は、それに要した弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を当該団体に請求することができる(同条XII)。

受益者負担金 国又は地方公共団体が行う建設事業等について、その経費の一部に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者に対して、その受益の限度において課される金銭給付義務をいう。

地方自治法においては,地方公共団 体は,数人又は地方公共団体の一部に 対し利益のある事業について、その費用に充てるため、条例で定めるところにより、当該事業により特に利益を受ける者から、受益の限度において分されている(自治法224・228)。ただし、地方税法の規定により不均一の課税若しくは地方公共団体の一部に対する課税をした場合又は水利地益税若しくは共同施設税を課する場合には、同一の事件について分担金を徴収することとなっている(自治令153)。

このほか,港湾整備等の特定の事業 に係る受益者負担金については、それ ぞれの関係法律において,その徴収を 認める規定が設けられている(道路法 61,都市計画法75,河川法70,港湾法 43の4,海岸法33,土地改良法91)。

この受益者負担金制度は、公共施設の整備等により、特に著しい利益を受ける者がある場合に、その費用をでて租税で賄うことはかえって公平の原則に反するので、受益者から費用の一部を徴収することによって費用負担の公平を図ろうとするものであり、地方財政法で禁止されている住民への負担転嫁とは、もとよりその性格を異にするものである。

なお、都道府県が行う土木その他の 建設事業に対する受益市町村の負担 (地財法27)及び国の直轄事業に対す る受益地方公共団体の負担(道路法50 等)も受益者負担金の一種であるとい える。

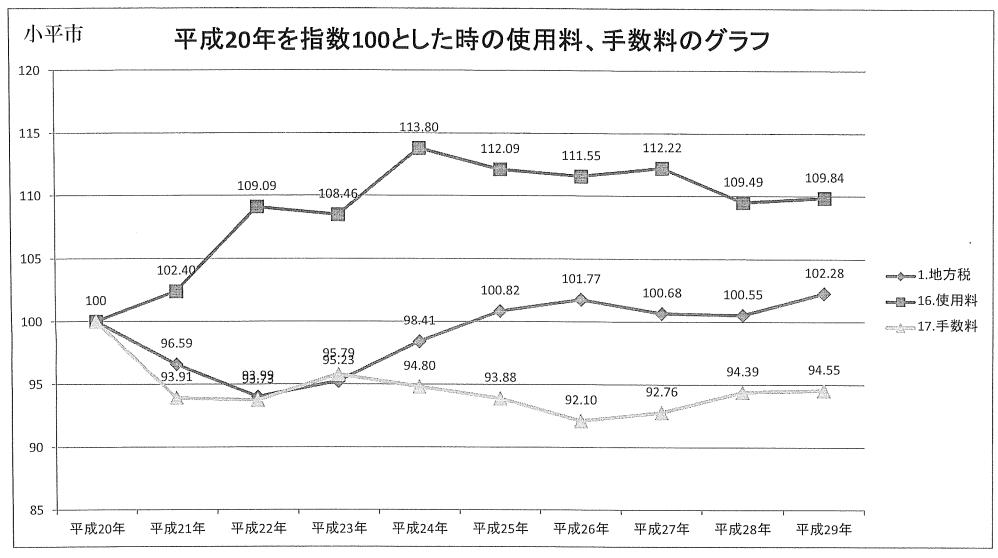
〔関連語〕 直轄事業負担金, 都道府県 に対する市町村の負担

宿日直手当 → 職員手当

酒 税 酒税法により酒類に対して課される国税で、消費に関する税の一種であり、消費税と併課される(酒税法1)。

酒類とはアルコール分1度以上の飲 料(うすめて飲料とすることができる ものを含み、アルコール分が90度以上 のアルコールのうち酒類製造免許を受 けた者が酒類の原料としてその製造場 で製造するもの以外のものを除く)を いう (同法2 I)。酒類は製造方法, 原料等を基準として清酒, 合成清酒, しょうちゅう、みりん、ビール、果実 酒類, ウイスキー類, スピリッツ類. リキュール類及び雑酒の10種類に分類 され、さらに、しょうちゅう、果実酒 類, ウイスキー類, スピリッツ類及び 雑酒については製造方法,成分等に よって品目ごとに細分し, それぞれ異 なった税率で課税されている。

酒税の課税標準は酒類の製造場から 移出し, 又は保税地域から引き取る酒 類の数量である(同法22)。税率は, 酒類の種類等ごとに1kl当たりで定め られている。納税義務者は酒類の製造 者又は酒類を保税地域から引き取る者 である(同法6)。酒類製造者は毎月 製造場から移出した酒類の数量、税額 等を翌月末日までに所轄の税務署長に 申告納付する(同法30の2・30の4)。 なお, 酒税法は, その財源確保のため に酒類の製造販売業に対する免許, 税 務官庁の検査, 取締権, これに対する 酒類製造者又は酒類販売業者の受忍義 務、罰則規定の充実等の制度を採って おり, これらは他の間接諸税に比して 厳格な取扱いとなっている。



団体名(市		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年				平成27年		平成29年
小平市	1.地方税	30,477,029	29,436,323		29,023,950	29,991,347	30,728,110		30,683,315		
小平市	16.使用料						762,920	759,277			
小平市	17.手数料				268,589			258,247	260,115		265110
.1. 777 -1-	指数	平成20年		平成22年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小平市	1.地方税	100		93.99	95.23	98.41	100.82	101.77	100.68	100.55	102.28
小平市	16.使用料			109.09	108.46	113.80	112.09	111.55	112.22	109.49	109.84
小平市	17.手数料	100	93.91	93.73	95.79	94.80	93.88	92.10	92.76	94.39	94.55

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29:3, 150億円 → H30:4, 320億円 → H31:4, 320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

期間: 平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

① 集約化 · 複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】 施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、<u>橋梁</u>等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、<u>都市公園施設</u>、治山施設・ <u>林道</u>、漁港施設、農業水利施設・農道・<u>地すべり防止施設</u>)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業) 〈充当率等〉充当率: 90%、交付税措置率: 30%(財政力に応じて30~50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率:90%、交付税措置率:30%(財政力に応じて30~50%(注))

⑥市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦除却事業

※下線部分を平成31年度から拡充

充当率:90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の 大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」 等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。



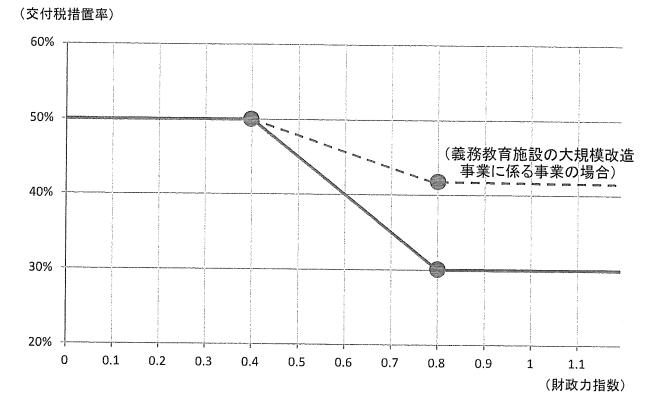
公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

- 〇 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)のうち
 - ・転用事業 ・長寿命化事業 ・立地適正化事業 ・ユニバーサルデザイン化事業 に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30~50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0. 8以上	30%
0. 4以上 0. 8未満	財政力に応じて 30~50%(※)
0. 4未満	50%

(都道府県、市区町村共通)



[※] 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置 率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定。

9

① 集約化・複合化事業について

对象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業
- ② 全体として延床面積が減少する事業
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われること が必要。
- 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合に おいては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

0

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業について

対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業
- ② 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業 (施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の改修事業は、対象とならない

留意事項

- ・ 法定耐用年数を超える使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられていること。
- 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用 年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。 (改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30%~50%)

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業について

<対象を追加>

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成31年度の対象事業は以下のとおり(下線部分について拡充・明確化)。

対象事業

対象施設	事業内容
道路	 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備(取水ポンプ、排水ポンプ、消融雪装置、排水設備等)、小型擁壁、カルバート(大型を除く)等)の改修事業 法面・斜面の小規模対策工(落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工(表面排水工、地下排水工)、落石防止網、土留め工等) - 橋梁の改修事業
河川管理施設	・ 護岸・堤防の改修事業 ・ 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業
砂防関係施設	・ 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の改修事業
海岸保全施設	・ 堤防、水門・陸閘等の改修事業
港湾施設	・水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業
都市公園施設	・ 都市公園法上国庫補助事業の対象とされている公園施設の改修事業
治山施設	・ 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設の改修事業
林道	・ 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設の改修事業
農業水利施設	・水路、機場、ため池等の改修事業
農道	・ 橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業
地すべり防止施設	・ 地すべり防止施設の改修事業

要件

注1:適債性のある事業に限る 注2:一定規模以下等の事業が対象

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- (2) 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること
 - ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命 化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の 計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成29年度~平成33年度

9

③ 転用事業について

对象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
- ② 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である事業は、対象とならない

留意事項

- 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする)
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)



④ 立地適正化事業について

対象事業

① 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業 国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

- * 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率 嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。
- ② 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

留意事項

補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業について

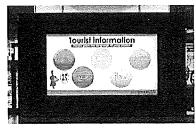
对象事業

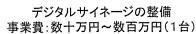
- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む) 例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る) 例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- · 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針 等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii)及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。※
 - ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進 方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容 (対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

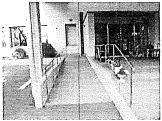
【事業イメージ】







多目的トイレの整備事業費:400万円程度



出入口の段差解消 事業費:30万円程度

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間:平成30年度~平成33年度

(3)

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎 (行政の中枢拠点)が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:起債対象経費の90%以内

交付税措置:起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債

の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

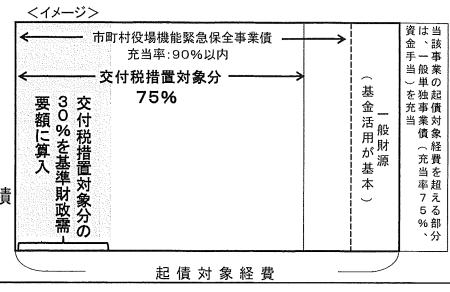
期間:緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※<u>ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した</u> 事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

起債対象経費

庁舎建替え事業費×(建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

- ※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積
- ※標準面積:入居職員数×35.3㎡
- ※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応



⑦ 除却事業について

対象事業

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却 ※個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

- 公営企業に係るものを除く。
- 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%(平成28年度までは75%)

交付税措置:なし(資金手当)

期間: 平成29年度から平成33年度まで

<参考>地方財政法(昭和23年法律第109号)

(公共施設等の除却に係る地方債の特例)

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物(公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。)の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。